

天王寺区役所地域安全・防災等に関する業務会計年度任用職員要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、天王寺区役所地域安全・防災等に関する業務会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(任用)

第2条 会計年度任用職員の選考は、以下の内容を総合的に勘案して行う。

- (1) 筆記（論文）試験
- (2) 面接（口述）試験

(再度の任用)

第3条 再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

(業務内容)

第4条 会計年度任用職員は、次に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 防犯・交通安全・放置自転車対策関係業務にかかる啓発、出前講座補助業務
- (2) 区内安全パトロール補助業務（青色防犯パトロール車の運転も含む）
- (3) 区内掲示板掲示物、区内公共施設広報紙配付業務
- (4) 防災業務にかかる補助業務（備蓄物資の運搬、防災訓練及び区内防災活動等の支援など）
- (5) その他事務的な業務（電話・窓口による簡易な問い合わせ対応など）

(勤務時間)

第5条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は下記のとおりとする。

- (1) 勤務日数 1日7時間30分の勤務時間で週4日の勤務日
- (2) 勤務時間 午前9時～午後5時15分まで
- (3) 休憩時間 午後0時15分～午後1時まで

(その他)

第6条 その他必要な事項は、天王寺区長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 第2条に規定する会計年度任用職員の任用及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この要綱の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。